

ESG

コーポレートガバナンス(G)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

太陽誘電グループは、経営理念である、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3原則の実践と、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考

えています。

当社は、経営の透明性および公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

コーポレートガバナンスの充実にに向けた取り組み

2001年	執行役員制度導入	2015年	コーポレートガバナンス基本方針制定
2006年	社外取締役1名選任	2016年	取締役会の実効性評価を開始
2008年	社外取締役2名選任 取締役任期を1年に変更	2018年	最高経営責任者等の後継者計画の策定
2010年	指名委員会(任意)設置 報酬委員会(任意)設置	2019年	社外取締役3名選任 取締役会のダイバーシティ推進
2013年	社外役員の独立性基準制定	2020年	取締役会の実効性評価に外部機関を活用

コーポレートガバナンス体制

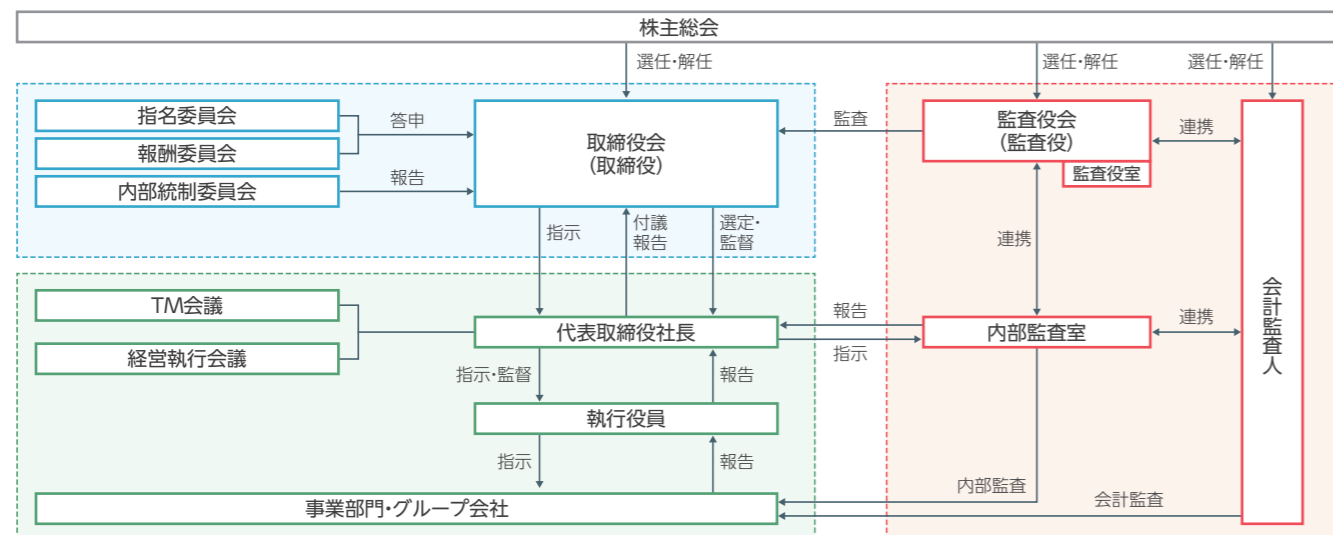
コーポレートガバナンス体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人の各機関を置いています。さらに当社は、社外取締役および社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っています。

取締役会の役割と責務

1. 取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様に信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。
2. 取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目などの重要事項を十分に審議する時間を確保し決定します。

■コーポレートガバナンスの体制図(2020年7月現在)



(注)TM会議とは人事・組織の審議会議

3. 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

取締役会の経営陣への委任

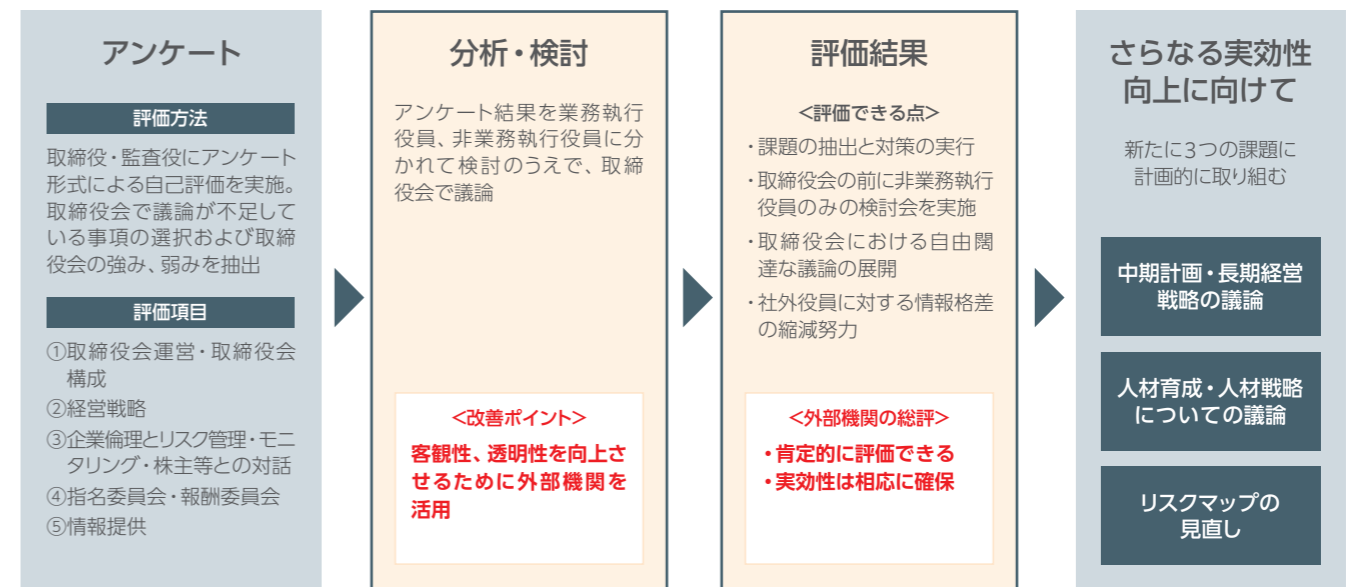
1. 取締役会の効率的な意思決定を確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。
2. 当社は経営の監督と業務執行する者の役割責任を一層明確にするため執行役員を置きます。執行役員は、取締役

会で決定された経営方針・戦略に基づいて、社長の監督指導のもと、担当部署の執行責任者として機動的に業務を執行します。

取締役会の実効性

1. 取締役会は、会議の公平性の確保および経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、社長を取締役会の議長とします。
2. 取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、取締役および監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでいます。

■取締役会の実効性評価のプロセス



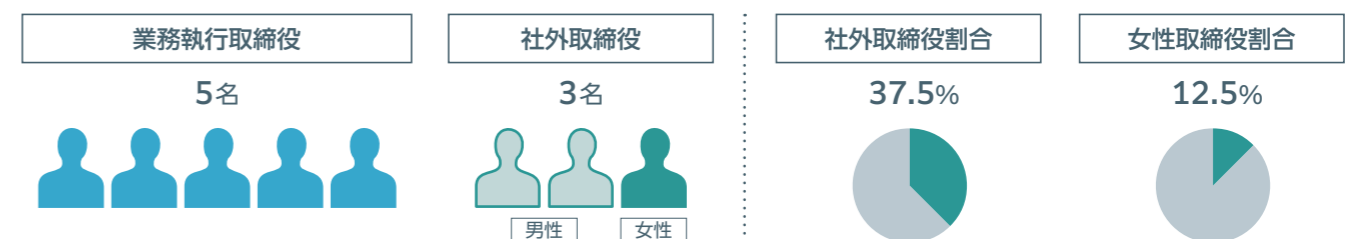
取締役

1. 取締役会は、10名以内の取締役で構成し、うち三分の一以上は独立社外取締役とします。
2. 事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としています。
3. 取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、

これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しています。また、社外取締役候補者は、人柄、経営、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件を基に選任しています。

4. 取締役は、社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績および監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行っています。

■取締役会の構成



ESG

—コーポレートガバナンス(G)—

監査役会・監査役

- 1.当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しています。
- 2.監査役会は、5名以内の監査役で構成し、うち半数以上は独立社外監査役とします。なお、監査役には、適切な経験・能力および財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任し、監査の実効性を確保しています。
- 3.各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しています。また、監査役は会計監査人および内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査などを行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っています。
- 4.情報伝達やデータ管理等、実効性の高い監査業務を行うため、専任スタッフを確保しています。

任意の諮問委員会

- 1.当社は、取締役および執行役員指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化と説明責任を果たすため、任意の指名委員会および報酬委員会を設置しています。
- 2.指名委員会は、社長、社外取締役および監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めています。指名委員会は、「役員等選解任基準」に基づき、役員候補者の指名(再任を含む)、社長を含む役員解任議案、執行役員役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議し、取締役会に答申しています。なお、監査役候補者の指名・解任については、事前に監査役会の同意を得ています。
- 3.報酬委員会は、社長、社外取締役および監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めています。報酬委員会は、取締役および執行役員報酬制度ならびに報酬額について審議し、取締役会に答申しています。

■ 任意の諮問委員会の構成

(2020年7月現在)

	全員数	社内取締役	社外取締役	監査役	委員長
指名委員会	5名	1名	3名	1名	独立社外取締役
報酬委員会	5名	1名	3名	1名	独立社外取締役

社外役員の役割および選任に関する考え方

- 1.当社は社外役員の選任にあたり、経営監視機能の透明性を確保するため、「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外役員の独立性基準」を制定し選任条件としています。
- 2.社外取締役3名は、当社基準の独立性要件を備えており、客観的な経営の監督機能強化に努めています。具体的には、企業に関する法律実務の知識または経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たしています。

- 3.社外監査役2名は当社基準の独立性要件を備えており、互いに連携して会社の内部統制状況を日常的に監視しています。具体的には、取締役の業務が適法に行われているかを調査検証する役割を担っており、法律、会計の専門知識や経験を有するほか、客観的に取締役の職務執行に対する監査を行っています。

■ 社外取締役および社外監査役の選任理由

氏名	選任理由
平岩 正史 社外取締役(独立役員)	投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しています。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しています。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、独立社外取締役として選任しています。
小池 精一 社外取締役(独立役員)	自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発および生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しています。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進するなどの豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映させることが当社グループにとって有益であると考えています。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して有益な助言および提言が期待できるものと判断し、独立社外取締役として選任しています。
浜田 恵美子 社外取締役(独立役員)	当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発および事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっています。また、他社での社外取締役の経験を有しており、社外取締役として業務執行への提言および経営の監督をすることが当社グループにとって有益であると考えています。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して助言および提言が期待できるものと判断し、独立社外取締役として選任しています。
吉武 一 社外監査役(独立役員)	長年にわたり金融機関での監査業務や事業法人での内部統制関連コンサルティング業務に携わり、公認内部監査人等の資格を有して国内外での監査に係る会議で貢献するなど、監査業務に関する高い見識と豊富な経験、実績を有しています。当社監査役としても、その見識や経験に基づき、透明性の高い公正な経営監査体制の確立、重要事項の審議・決定に際しての適正性の監査、その他拠点往査等を精力的に行っており、以上のことから独立社外監査役として選任しています。
藤田 知美 社外監査役(独立役員)	弁護士としての豊富な経験、企業法務をはじめとする法務全般に精通しており、企業経営を監査するのに十分な見識を有しています。以上のことから、取締役会における経営判断や取締役の業務執行に対し高度な専門知識に基づく客観的な監査などが期待できると判断し、独立社外監査役として選任しています。

役員報酬等の決定方針とその内容

当社は、役員報酬の決定に関して、以下の方針を定めています。

決定方針

- 1.業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主との価値を共有します。
- 2.グローバルな競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- 3.説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

役員報酬の決定のプロセスおよび内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保

するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、社長、社外取締役および監査役1名で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っています。

報酬の具体的決定については、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

■ 取締役および監査役の報酬等の総額(2020年3月期)

	支給人員および支給総額		内訳					
	人数(名)	総額(百万円)	基本報酬		業績連動賞与		株式報酬型ストックオプション	
			人数(名)	総額(百万円)	人数(名)	総額(百万円)	人数(名)	総額(百万円)
取締役	8	333	8	168	5	96	5	68
監査役	6	81	6	81	—	—	—	—
合計	14	415	14	249	5	96	5	68
(うち社外役員)	(6)	(54)	(6)	(54)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注1)支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。

(注2)取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において年額7億円以内、監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第75期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいています。

(注3)上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しています。